

事 務 連 絡
令和2年 7月 6日

各厚生労働大臣認可

共済事業実施消費生活協同組合（連合会） 御中

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課消費生活協同組合業務室

令和2年7月3日からの大雨による災害にかかる緊急特別取扱い
について

令和2年7月3日からの大雨による被害に伴い、熊本県及び鹿児島県に災害救助法が適用されたところである。

については、共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会においては、共済事業規約に関わらず、被災した共済契約者について、下記の緊急特別取扱いを行って差し支えないものとする。

なお、緊急特別取扱いを実施する場合には、別紙様式により届け出られたい。

また、被災者に対する共済金等の支払いについては、可能な限りの便宜措置を講ずるとともに、できる限り迅速に行うよう配慮をお願いする。

記

- (1) 共済掛金の払込期間の延長
- (2) 共済契約の継続手続きの猶予期間の延長
- (3) 共済金等の請求に伴う申請書類の一部省略を含む簡素化

以上

令和2年〇月〇〇日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長 殿

〇〇〇消費生活協同組合
代表理事 〇〇 〇〇

令和2年7月3日からの大雨による災害にかかる緊急特別取扱い
について（届出）

標記について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 緊急特別取扱いを行った共済事業とその内容

（1）〇〇共済事業

共済掛金の払込期間について、〇か月を〇か月に延長する（した）。

（2）〇〇共済事業

共済契約の継続手続きの猶予期間について、〇か月を〇か月に延長する（した）。

（3）〇〇共済事業

共済金の請求に伴う申請書類について、〇〇〇及び〇〇〇の省略による申請を可能とする（した）。

2. その他特記事項

〇〇〇

以上